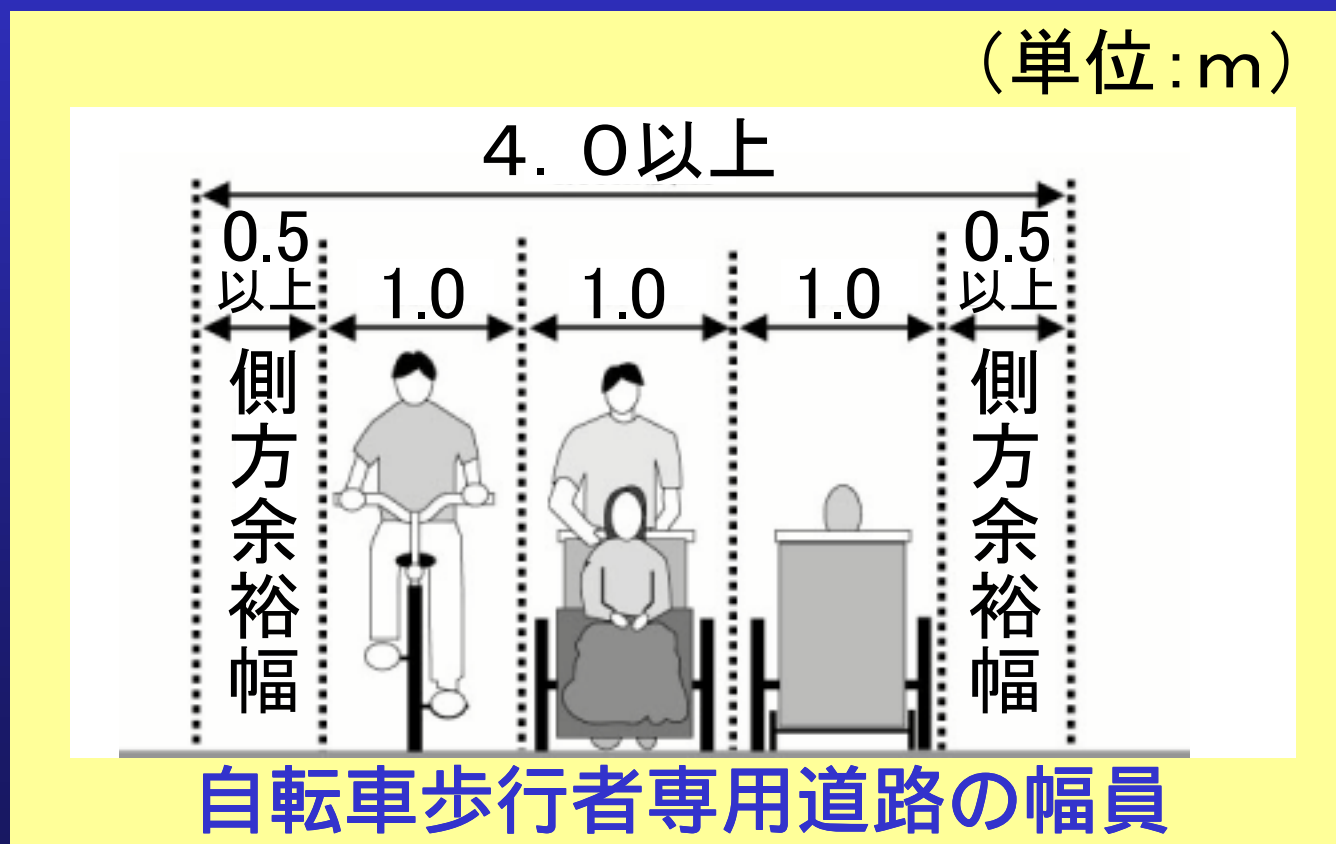


第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および歩車共存道路等

7-1 自転車専用道路等

7-2 歩行者専用道路

幅員



歩行者の滞留、バリアフリーなどを考慮

第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および歩車共存道路等

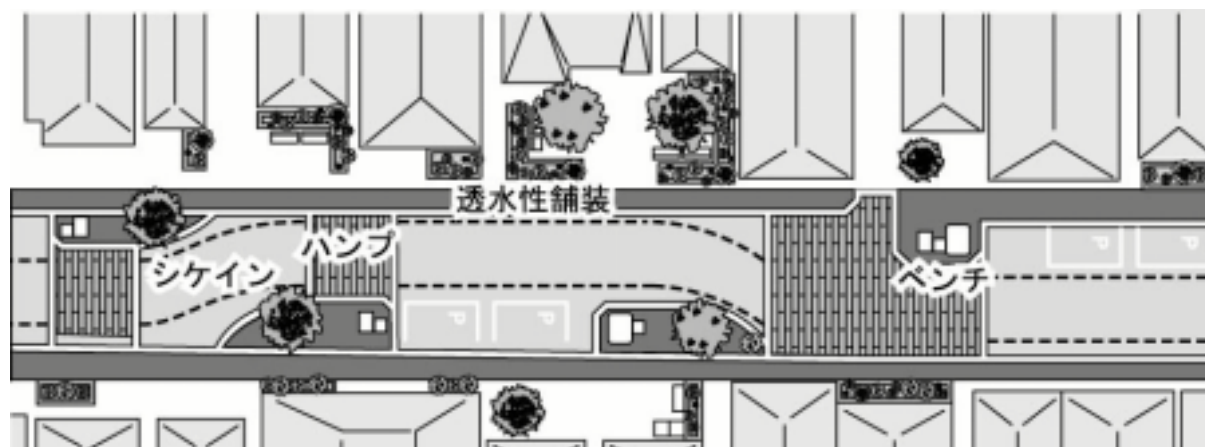
7-3 歩車共存道路等

概説

目的

快適な生活環境の創造

- ・ 通過交通の排除
- ・ 自動車の速度抑制
- ・ 交通事故の防止



歩車共存道路等の例

第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および 歩車共存道路等

7-3 歩車共存道路等

概説

特徴

- ・ 歩行者に対するサービスを優先し、自動車に対するサービスを限定する
- ・ 自動車の通行が少ない道路で、歩行者の安全確保のために歩道等を設置するのは、経済的、合理的でない道路に対応できる
- ・ たまり空間を確保することにより、立ち話等のような住宅地、商店街に存する道路が持つべき機能を持たせることができる

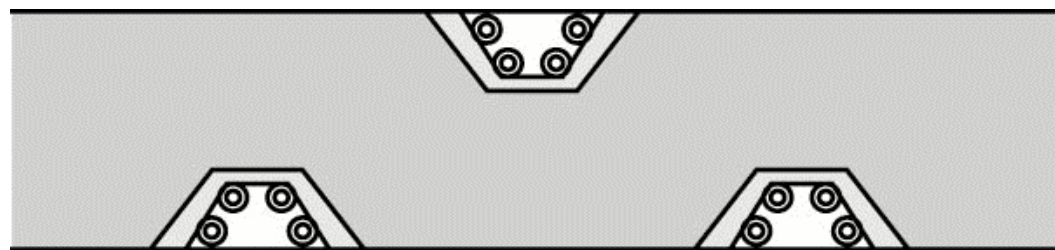
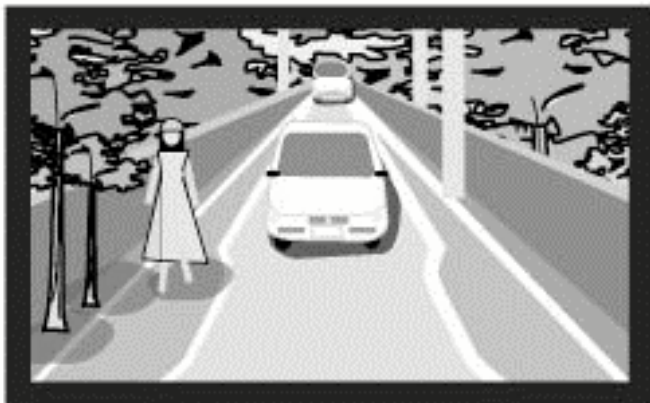
第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および 歩車共存道路等

7-3 歩車共存道路等

種類

歩車共存道路

- ・ 歩行者、自転車、自動車の通行空間が物理的に分離されていない
- ・ ハンプ、狭窄部、シケインの構造が設けられる



平面図

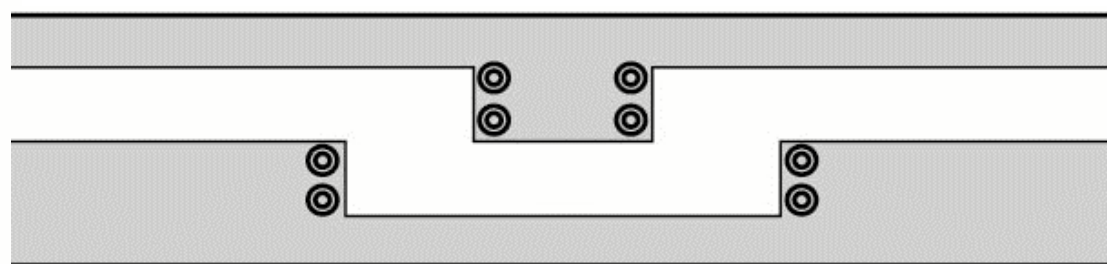
第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および歩車共存道路等

7-3 歩車共存道路等

種類

コミュニティ道路

- ・ 歩行者の通行空間と、自転車、自動車の通行空間が物理的に分離されている
- ・ ハンプ、狭窄部、シケインの構造が設けられる



平面図

第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および 歩車共存道路等

7-3 歩車共存道路等

道路構造令規定の要旨

凸部、狭窄部等

第4種第4級の道路又は第3種第5級の道路には、必要がある場合に、凸部、狭窄部又は屈曲部を設ける

第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および 歩車共存道路等

7-3 歩車共存道路等

道路構造令規定の要旨

狭窄部の車道幅員

狭窄部を設ける場合に、車道幅員は3 mとすることができる

屈曲部の線形

歩車共存道路等に設けられる屈曲部は、曲線形でなくともよい

第7章 自転車専用道路等、歩行者専用道路および 歩車共存道路等

7-3 歩車共存道路等

構造

デバイスの種類

- ・ 凸部（ハンプ）
- ・ 狭窄部
- ・ 屈曲部（シケイン）

